

社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領

目次

- 第1章 通則（第1）
- 第2章 実績報告書（第2—第8）
- 第3章 残存物件等の取扱い（第9—第17）
- 第4章 額の確定の取扱い（第18—第23）
- 第5章 財産処分承認基準等（第24—第28）
- 第6章 その他（第29—第30）
- 附則

第1章 通則

第1 各手続きの取扱い等

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第14条の規定に基づく社会資本整備総合交付金事業（以下「交付金事業」という。）の実績報告書については、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号。以下「交付規則」という。）第9条によるほか、第2章の規定により取扱うものとする。
- 2 交付金事業における残存物件等の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第4条の規定及び「補助事業等における残存物件等の取扱いについて」（昭和34年3月12日付け建設省発会第74号。以下「残存物件通知」という。）によるほか、第3章の規定により取扱うものとする。
- 3 交付金事業における額の確定等の取扱いについては、第4章の規定により取扱うものとする。
- 4 交付金事業における適正化法第22条の規定に基づく財産処分（交付金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産で、適正化法施行令第13条各号に定める財産（以下「交付対象財産」という。）を、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄すること等をいう。以下同じ。）の承認については、適正化法、適正化法施行令及び交付規則のほか、第5章の規定により取扱うものとする。
- 5 この通知において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、適正化法、適正化法施行令、交付規則及び「社会資本整備総合交付金交付要綱」（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知。以下「交付要綱」という。）において使用する用語の例によるものとする。

第2章 実績報告書

第2 完了実績報告

- 1 完了実績報告書は、交付規則第9条第1項の規定により、交付金事業の完了の日から起算して一箇月を経過した日又は完了の日の属する国の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに地方整備局長等（地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）（都道府県及び指定市以外の地方公共団体等が施行する事業等については、港湾関係の事業を除き、都道府県知事）に提出することとされているが、特にやむを得ない事由があるものについては、完了の日の属する国の会計年度の翌年度の6月30日までに提出しても差し支えない。なお、いわゆる施越工事等で交付金の交付の決定日において事業の全部が完了しているものに係る完了実績報告書については、交付決定日をもって完了の日とみなして前記期日までに提出するものとする。
- 2 前項に規定する完了実績報告書は、第7第1項の第一号から第四号に掲げるとおりとし、その添付書類は第五号から第十一号に掲げるとおりとする。

第3 廃止実績報告書

廃止実績報告書は、交付金事業の廃止の承認を受けたとき（事情変更による交付決定の取消しがあった場合において、すでに実施したものがあるとき）に提出する報告書をいい、その取扱いについては、完了実績報告書の取扱いに準ずることとする。

第4 年度終了実績報告

- 1 交付規則第9条第2項の規定により、当該報告に係る交付決定の所属会計年度の翌年度の4月30日までに地方整備局長等（都道府県及び指定市以外の地方公共団体等が施行する事業等については、港湾関係の事業を除き、都道府県知事）に提出するものとする。なお、記載事項について提出後に変更があった場合は、6月30日までに訂正のうえ再提出するものとする。
- 2 交付規則第9条第2項の規定により年度終了実績報告書に添付することとされている交付金受入調書については、完了実績報告の様式と同様とする。

第5 残存物件等

残存物件等に係る返還金を国に納付するとき又は残存物件等を継続使用するときは、第3章の規定により、完了実績報告にあわせて申請するものとする。

第6 その他

- 1 社会資本整備総合交付金の交付のない年度においても、社会資本整備総合計画に記載した交付対象事業を遂行した場合においては、当該交付対象事業が完了したときには、当該年度に完了した交付対象事業を取りまとめて完了実績報告書を提出するものとする。
- 2 社会資本整備総合計画の交付期間の最終年度においては、最終年度交付実績確認表を作成し、完了実績報告に添付することとし、最終年度までの執行业務費用を用いて、交付要綱の規定に基づき算出した交付限度額を記載するものとする。

第7 実績報告書の様式

- 1 第2、第3、第5及び第6に定める完了実績報告書及び添付書類は、次の各号に定める様式により作成するものとする。

一 完了実績報告書	様式1
二 完了実績総括表	様式2-1
完了実績総括表（用地国債分）	様式2-2
三 最終年度交付実績確認表	様式2-3
四 完了事業箇所別精算額表	様式3
五 国費率差額計算調書	様式4
六 交付金受入調書	様式5
七 残存物件調書	} 第3章第16 に規定する 様式による
八 残材料調書	
九 発生物件調書	
十 指導監督交付金精算額調書	様式6
十一 完了箇所図	様式7
- 2 第4に定める年度終了実績報告書の様式は、様式8により作成するものとする。

第8 削除

第3章 残存物件等の取扱い

第9 残存物件等の意義及び範囲

- 1 残存物件等とは、残存物件及び発生物件をいう。
- 2 残存物件とは、交付金事業により取得した機械、器具、仮設物その他の備品（以下「備品」という。）及び材料（次年度の事業に使用するため購入又は製造した材料を除く。）で、当該交付金事業完了の際残存しているものをいう。
- 3 前項にいう備品とは、原型のまま比較的長期の反復使用に耐える物品で、1個

又は1組の取得単価50,000円以上のものをいう。

- 4 発生物件とは、交付金事業により附随的に発生した物件をいう。例えば
イ 容器こみ価格で購入したセメント、アスファルト等の空袋、空罐等
ロ 水路、護岸等の改修により取壊した石積の築石等
ハ 橋梁架替事業において撤去した旧橋の廃材（ただし、旧橋撤去費を交付対象とした場合に限る。）
ニ 軌道補修事業等において撤去される板石等（ただし、交付金事業者においてこれを処分する権限のあるものに限る。）
ホ 土地区画整理事業による移設工事において撤去した水道管その他の材料等

第10 交付金の返還

- 1 残存物件については、第11により継続使用する場合を除き、当該物件の残存価額に当該交付金事業の国費率を乗じて得た額を返還すべきものとする。
- 2 物件を継続使用した場合（以後継続使用しない場合に限る。）において、当該継続使用に係る交付金事業の完了の際物件が残存するときは、継続使用に係る交付金事業の完了の際の当該物件の残存価額にその物件を取得した交付金事業の国費率を乗じて得た額を返還すべきものとする。
- 3 前項の規定による返還金は、適正化法第7条第2項の規定による条件に基づく納付金として取り扱うものとする。
- 4 物件を1以上の補助事業（交付金事業を含む。以下同じ。）の経費と共同して取得した場合においては、当該物件の残存価額は、当該交付金事業及び経費を分担した各補助事業（以下「共同取得事業」という。）の費用の割合に応じて按分するものとする。
- 5 残存価額は、備品については、取得価額に残存価額率を乗じて得た額とし、材料については、取得価額とする。この場合において備品の使用期間が耐用年数を満了した場合においては、取得価額の10%相当額を撤去費又は処分費とみなして、残存価値を相殺するものとする。
- 6 残存価額率及び耐用年数については、残存物件通知別表第1及び別表第2を使用するものとする。ただし、港湾関係の事業に関する物件については、港湾関係補助金等交付規則実施要領（昭和43年5月18日付け港管第814号）別表第1及び別表第2を使用するものとする。
- 7 取得価額は、原則として現地渡価額とするが、輸送費又は据付費が別に計上されている場合においては、これらの費用を控除したものとする。
- 8 備品で、その使用期間が耐用年数に満たないものについては、国土交通大臣がやむを得ないと認めた場合に限り、残存価額から撤去費又は処分費を控除することができるものとする。
- 9 備品に係る返還金を国に納付する際には、残存物件調書を作成し、完了実績報告書に添付するとともに、同報告書の該当欄に所要事項を記載するものとする。これに対し、地方整備局長等（都道府県又は指定市以外の地方公共団体等が施行

する事業等については、港湾関係の事業を除き、都道府県知事）は、原則として交付金の額の確定の際あわせて返還命令書を交付するものとする。

- 10 残材料に係る返還金を国に納付する際には、残材料調書を作成し、前項の備品と同種の方法によるものとする。

第11 継続使用

- 1 備品で、その使用期間が耐用年数に満たないもの及び材料を継続して使用しようとするときは、原則として各年度ごとに、残存物件継続使用承認申請書を地方整備局長等（都道府県及び指定市以外の地方公共団体等が施行する事業等については、港湾関係の事業を除き、都道府県知事）に提出し、国土交通大臣の承認を受けなければならないものとする。ただし、備品のうち、耐用年数1年以下のもの、取得価額500,000円未満のもの又は取得価額500,000円以上のもので残存価額が100,000円未満のもの（港湾関係の事業に関する物件については、取得価額500,000円未満のもの）については、あらかじめ国土交通大臣の承認があったものとする。
- 2 継続使用が認められるのは、交付金事業者が同一である交付金事業に限るものとする。
- 3 1以上の補助事業の経費と共同して取得した物件は、交付金事業又は共同取得事業において継続使用し得るものとする。
- 4 残存物件のうち備品を翌年度の交付金事業又は共同取得事業に継続使用しようとするときは、残存物件調書を作成し、完了実績報告書とともに、同報告書の該当欄に所要事項を記載するものとする。
- 5 残存物件のうち残材料を翌年度の交付金事業又は共同取得事業に使用するときには、残材料調書を作成し、完了実績報告書に添付するとともに、「社会資本整備総合交付金交付申請等要領」（平成23年3月11日付け国官会第2379号。以下「申請等要領」という。）第4第1項の規定により作成した書類に無代価で計上するものとする。

第12 備品の使用期間の計算方法

- 1 当該備品を取得した日の属する月から、交付金事業（継続使用の場合にあっては、継続使用に係る最終の交付金事業又は共同取得事業）の完了した日の属する月（精算事務処理に必要な備品については、当該交付金事業に係る完了実績報告書を作成した日の属する月）までの経過月数によるものとする。
- 2 交付金事業により中古品を取得した場合においては、国土交通大臣がやむを得ないと認めたときに限り取得前の既経過期間を使用期間に加算することができるものとする。

第13 物件の滅失又は毀損の場合の措置

- 1 取得した物件が、備品についてはその使用期間が耐用年数を満了する以前に、材料については使用される以前に、滅失（売却又は他の工事等への転用による事業現場からの搬出を含む。以下同じ。）し、又は毀損したことにより使用不可能になったときは、交付金事業者の負担において代わるべき物件を補充する場合を除き、交付金の返還を行うこととなるが、その際の備品の使用期間は、当該滅失又は使用不可となった日の属する月までのものとして算出するものとする。
- 2 前項の場合において、当該滅失又は毀損が、天災地変その他交付金事業者の責に帰することのできない事由によるものであるときは、国土交通大臣は、備品についてはその使用期間が耐用年数を満了したものとみなし、材料については使用されたものとみなすことができるものとする。

第14 残存物件台帳の整備

- 1 交付金事業者は、残存物件台帳を整備しておかなければならない。
- 2 残存物件台帳の保存期間は、残存物件に係る交付金返還命令書の交付を受けた時、又は材料についてはその全部を使用したとき、備品については使用期間が耐用年数を満了したときまでとする。

第15 発生物件の取扱い

- 1 発生物件がそのまま再利用可能なものは極力当該年度の交付金事業又は共同取得事業に使用することとし、なお残存する場合には、翌年度の交付金事業又は共同取得事業に再使用することができるものとするが、再使用不可能なもの及び再使用しないものは売却処分又は評価してその額を決定し、当該物件の発生した事業の事業費（控除額の控除後）より控除するものとする。
- 2 発生物件を再使用する場合には、発生物件調書を作成し、完了実績報告書に添付するとともに、申請等要領第4第1項の規定により作成した書類に無代価で計上するものとする。
- 3 発生物件を再使用しない場合には、速やかに売却処分して、売却額から売却処分に要した費用を差し引いた額を決定し、また売却処分をしない場合には専門業者2人以上の鑑定により評価し、鑑定に要した費用を差し引いた額を決定し、発生物件調書を作成し、完了実績報告書に添付するとともに、同報告書の該当欄に所要事項を記載するものとする。

第16 その他

- 1 備品で、その使用期間が耐用年数を満了したのち、なお使用可能なものについては、なるべく交付金事業又は共同取得事業に継続使用するものとする。
- 2 国土交通大臣は、特別の事情によりこの通知により難いと認める物件について

は、残存価格を時価により修正し、又は使用期間の計算方法若しくは継続使用の範囲に関し、特例を設けることができる。

第 17 残存物件調書等の様式

第 9 から第 15 までに規定する書類は、次の各号に掲げる書類の種類に応じ、当該各号に定める様式により作成するものとする。

一 残存物件継続使用承認申請書	様式 9
二 残存物件調書	様式 10
三 残材料調書	様式 11
四 発生物件調書	様式 12
五 残存物件台帳	様式 13
六 残存物件継続使用承認書	様式 14

第 4 章 額の確定の取扱い

第 18 交付金の額の確定及び通知

- 1 地方整備局長等又は都道府県知事は、第 2 章の規定により完了実績報告書を受理したときは、その報告に係る交付金事業が交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、適正化法第 15 条の規定により交付金の額を確定し、額確定通知書により当該交付金事業者へ通知するものとする。
- 2 地方整備局長等又は都道府県知事は、社会資本整備総合交付金の交付のない年度において、完了実績報告書を受理した場合には、完了実績報告書に記載した交付対象事業が社会資本総合整備計画に基づき適切に遂行されたものであるかを確認し、交付金額 0 円として額の確定を行うこと。
- 3 地方整備局長等又は都道府県知事は、社会資本総合整備計画の交付期間の最終年度において、第 2 章の規定に基づき提出された最終年度交付実績確認表について、記載内容が適正かどうかを確認するとともに、交付期間を通じて交付金の総額が執行実績に基づく交付限度額を超過していないかを確認すること。

第 19 交付金事業の是正命令

地方整備局長等又は都道府県知事は、実績報告書による交付金事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認め、これに適合させるために適正化法第 16 条第 1 項の規定により、当該交付金事業の是正の命令をするときは、是正命令書によりこれを行うものとする。なお、是正命令に従って行う交付金事業が完了した場合は、第 2 章第 2 の取扱いとなる。

第20 交付金の返還命令

- 1 地方整備局長等又は都道府県知事は、交付金の額を確定した場合において、既にその額をこえる交付金が交付されているときは、適正化法第18条第2項の規定により交付金の返還を返還命令書により命ずるものとする。なお、この場合の納付期限は、交付金の額の確定の通知の日から20日以内とする。ただし、当該交付金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、本文の期限により難しい場合には、交付金の額の確定の通知の日から90日以内で適宜返還期限を定めることができる。
- 2 返納命令により発生した債権については、地方整備局長等又は都道府県知事は、債権発生通知書により債権の発生通知をするものとする。

第21 残存物件等の取扱い

- 1 地方整備局長等又は都道府県知事は、第3章の規定により残存物件継続使用承認申請書について提出を受けた場合には、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうかを確認した上で、残存物件継続使用承認申請進達書又は残存物件継続使用承認申請（市町村）報告書に、提出を受けた残存物件継続使用承認申請書を添付し、これを国土交通大臣又は地方整備局長等に提出するものとする。また、地方整備局長等は、都道府県知事より残存物件継続使用承認申請（市町村）報告書の提出があった場合は、残存物件継続使用承認申請進達書に当該報告書を添付の上、これを国土交通大臣に提出するものとする。
- 2 交付金により取得した残存物件で翌年度の交付金事業に使用が認められないもの及び国土交通大臣の承認を受けていないものについては、地方整備局長等又は都道府県知事は、交付条件により当該残存物件の残存価額等に取得時の国費率を乗じて得た金額を返還命令書により返還を命ずるものとする。また、交付金事業又は共同取得事業に使用が認められないもの及び国土交通大臣の承認を受けていないものについても同様の扱いとする。

第22 国土交通大臣等への報告

地方整備局長等又は都道府県知事は、交付金の額の確定を行った場合は、額確定報告書又は額確定（市町村）報告書により、速やかに国土交通大臣又は地方整備局長等に報告するものとする。また、地方整備局長等は、都道府県知事より市町村事業の額の確定の報告があった場合は、写しを添付の上、額確定（市町村）報告に係る報告書により、国土交通大臣に提出するものとする。

第23 額確定通知書等の様式

第18から第22までに規定する書類は、次の各号に掲げる書類の種類に応じ、当該各号に定める様式により作成するものとする。

一 額確定通知書	様式15
二 是正命令書	様式16
三 返還命令書	様式17
四 債権発生通知書	様式18
五 残存物件継続使用承認申請進達書	様式19
六 残存物件継続使用承認申請（市町村）報告書	様式20
七 額確定報告書	様式21
八 額確定（市町村）報告書	様式22
九 額確定（市町村）報告に係る報告書	様式23

第5章 財産処分承認基準等

第24 申請手続の原則

- 1 地方公共団体等が財産処分を行う場合には、財産処分承認申請書を地方整備局長等あて提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 地方整備局長等は、前項の承認に当たり、別表に掲げる財産処分の区分に応じ、必要な場合には、国庫納付等を条件として付すものとする。ただし、地方整備局長等が別表に掲げる財産処分の区分又は承認条件により難しい事情があると認める場合には、ほかの条件を付すか又は条件を付さないことができる。
- 3 地方公共団体等は、第1項の承認を受けた後、当該承認に係る財産処分の内容と異なる財産処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて必要な手続を行うものとする。

第25 申請手続の特例（包括承認）

- 1 地方公共団体等が、次に掲げる財産処分を行う場合（有償譲渡、有償貸付け、当該財産処分により収益が見込まれる場合（以下「有償譲渡等」という。）を除き、かつ、道路法（昭和27年法律第180号）に基づく施設等に係るものにあつては道路（一般交通の用に供する道）本体の効用を毀損しない場合、河川法（昭和39年法律第167号）に基づく施設等に係るものにあつては河川等の管理に支障がない場合又は港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく施設等の係るものにあつては港湾等の管理に支障がない場合に限る。次項において同じ。）には、第24第1項の規定にかかわらず、地方整備局長等あて財産処分報告書を提出できるものとし、当該報告書の提出をもってその承認があったものとみなす。ただし、この報告書において、関係法令の規定に反する場合又は記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合には、この限りでない。なお、道路の附

属物（共同溝又は電線共同溝を除く。）は、有償譲渡等の場合でも包括承認の対象とする。

- ① 交付対象事業の完了後（交付対象施設の供用開始後をいう。以下同じ。）10年を経過した交付対象財産の処分
 - ② 交付対象事業の完了後10年を経過していない交付対象財産を処分する場合であって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づく合併市町村基本計画に基づいて行う処分
 - ③ 災害又は自己の責に帰さない事由による火災等により使用できなくなった交付対象財産の取壊し又は廃棄
- 2 地方公共団体等が前項の規定により地方整備局長等に報告した財産処分であって、次の①又は②に掲げるものについては、それぞれ当該①又は②に掲げる承認条件を付して承認したものとして取り扱う。
- ① 交換 交換により取得される財産は適正化法第22条の規定に準じた扱いを受けること
 - ② 無償貸付け 使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること
- 3 地方公共団体等は、第1項の規定による報告後、当該報告に係る財産処分の内容と異なる財産処分を行う場合には、改めて必要な手続を行うものとする。

第26 間接交付の場合の財産処分の取扱い

- 1 地方公共団体の間接交付金の交付決定において、間接交付金事業により取得し、又は効用の増加する財産の処分について、地方公共団体の承認を受けるべき旨の間接交付条件を付している場合であって、間接交付金事業者の財産処分の承認にあたり当該財産処分に係る間接交付金の全部又は一部の返納を条件とした場合には、地方公共団体は、財産処分報告書（間接交付）を地方整備局長等あて提出するものとする。
- 2 地方公共団体が間接交付事業者から前項の規定による返納金を収納した場合には、当該返納金に係る交付金相当額を国庫に納付するものとする。

第27 その他

- 1 地方整備局長等は、第24から第26までにより地方公共団体等から受けた申請又は報告について、記載内容の確認上必要な範囲で、追加資料の提出を求めることができる。
- 2 地方公共団体等が、第24第1項又は第25第1項により財産処分の承認を受けた交付対象財産と同種の財産の取得を、同一の事業箇所において交付金事業により計画した場合には、地方整備局長等は、当該同種財産に対する地域の需要動向に照らして、交付金の交付について慎重に検討しなければならない。

- 3 地方整備局長等は、必要に応じ、第24第1項又は第25第1項により財産処分を承認した交付対象財産の利用状況について、地方公共団体等から報告を求めることができる。
- 4 次の規定により国土交通大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しないものとする。
 - ① 地域再生法（平成17年法律第24号）第18条
 - ② 総合特別区域法（平成23年法律第81号）第29条及び第57条
 - ③ 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第45条
 - ④ 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第27条の6
- 5 処分制限期間が10年未満である交付対象財産における第25第1項②の運用は、この処分制限期間内とする。
- 6 交付規則別表第2に定める処分の制限を受ける財産は、交付要綱第6第一号に定める道路事業に係る財産の処分の制限について準用する。この場合において、「雪寒地域道路事業費補助（建設機械整備費補助に限る。）」とあるのは「社会資本整備総合交付金（道路事業における除雪機械の整備に限る。）」及び「防災・安全社会資本整備交付金（道路事業における除雪機械の整備に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。
- 7 交付規則別表第3に定める処分の制限を受ける期間は、交付要綱第6第一号に定める道路事業、下水道事業及び都市公園・緑地等事業に係る財産の処分の制限について準用する。この場合において、「雪寒地域道路事業費補助（建設機械整備事業費補助に係る。）」とあるのは「社会資本整備総合交付金（道路事業における除雪機械の整備に係るものに限る。）」及び「防災・安全社会資本整備交付金（道路事業における除雪機械の整備に係るものに限る。）」と、「下水道事業費補助」とあるのは「社会資本整備総合交付金（下水道事業に係るものに限る。）」及び「防災・安全社会資本整備交付金（下水道事業に係るものに限る。）」と、「公園事業費補助」とあるのは「社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業に係るものに限る。）」及び「防災・安全社会資本整備交付金（都市公園・緑地等事業に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。
- 8 次に掲げる住宅等については、この章の規定は適用しないものとする。
 - ① 公営住宅等整備事業対象要綱（平成17年8月1日付け国住備第37号）において対象とする住宅等
 - ② 地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱（平成19年3月28日付け国住備第161号）において対象とする住宅等
 - ③ 住宅地区改良事業等対象要綱（平成17年8月1日付け国住整第38-2号）において対象とする住宅等
 - ④ 交付要綱附属第Ⅱ編16-（8）2.第2項第二十六号に定める「都市再生住宅等整備事業」、第三十四号に定める「公営住宅整備事業等」及び第三十五号に定める「住宅地区改良事業等」において対象とする住宅等
- 9 港湾法第46条第1項の規定に基づく認可にあっては、本通知は適用しないものとし、港湾関係補助金等交付規則実施要領（昭和43年5月18日付け港管第

814号)を適用するものとする。

10 交付要綱附属第I編13-(9)に定める津波復興拠点整備事業については、第25の規定は適用しないものとする。

第28 財産処分承認申請書等の様式

第24から第26までに規定する書類は、次の各号に掲げる書類の種類に応じ、当該各号に定める様式により作成するものとする。

一 財産処分承認申請書	様式24
二 財産処分報告書	様式25
三 財産処分報告書(間接交付)	様式26
四 財産処分承認書	様式27

第6章その他

第29 電磁的記録による提出

この要領の規定により作成することとされている申請書等については、当該システムのマニュアルに基づき、それぞれ電磁的記録をもって作成し、この要領に規定する手続に従い、電磁的方法により提出するものとする。

第30 地域公共交通再構築事業の取扱い

交付要綱本編第6第1号イ⑰に規定する地域公共交通再構築事業に係る実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定の取扱い及び財産処分の取扱いについては、本通知中「地方整備局長等」とあるのは「地方運輸局長等(地方運輸局長及び沖縄総合事務局長をいう。)」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成24年3月30日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に施行中の交付金事業に係る次に掲げる通知の規定による報告等については、なお従前の例によることができるものとする。
 - 一 「社会資本整備総合交付金事業の実績報告について」(平成23年3月31日付け国官会第2530号国土交通事務次官通知)
 - 二 「社会資本整備総合交付金事業における残存物件等の取扱いについて」(平成23年3月31日付け国官会第2531号国土交通事務次官通知)
 - 三 「社会資本整備総合交付金事業の額の確定等の取扱いについて」(平成23年3月31日付け国官会第2532号国土交通事務次官通知)

四 「社会資本整備総合交付金事業に係る財産処分承認基準について」（平成23年3月31日付け国官会第2530号国土交通事務次官通知）

附 則 （平成25年5月15日付け国官会第299号）
（施行期日）

- 1 この要領は、平成25年5月15日から施行する。
（地域自主戦略交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領の廃止）
- 2 地域自主戦略交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領（平成24年3月19日付け国官会第3138号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この要領の施行日前の予算に係る事業については、なお従前の例による。
- 4 地域自主戦略交付金事業（沖縄自主戦略交付金事業を含む。）における残存物件等については、地域自主戦略交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領の規定にかかわらず、社会資本整備総合交付金事業における残存物件等とみなして、この要領の相当規定に基づいて継続使用その他の手続を行うことができるものとする。

附 則 （平成26年3月28日付け国官会第3214号）
（施行期日）

- 1 この要領は、平成26年3月28日から施行し、平成25年度予算に係る交付金事業から適用する。
（経過措置）
- 2 この要領の施行後に提出される平成23年度予算及び平成24年度予算に係る完了実績報告書及び年度終了実績報告書については、この要領に基づき作成できるものとする。

附 則 （平成27年4月9日付け国官会第101号）
（施行期日）

- 1 この要領は、平成27年4月9日から施行する。

附 則 （平成28年4月1日付け国官会第4199号）
（施行期日）

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 社会資本整備円滑化地籍整備事業に係る実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定の取扱い及び財産処分の取扱いについては、当面の間、本通知中「地方整備局等」とあるのは「国土交通本省」、「地方整備局長等」又は「地方整備局長等又は都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」と読み替えるものとする。この場合において、第2章第8第3項、第4章第21第1項及び第22の規定について

ては、適用しない。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日付け国官会第 4364 号）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 附則（平成 28 年 4 月 1 日付け国官会第 4198 号）の 2 の規定の適用については、平成 28 年度予算に係る社会資本整備円滑化地籍整備事業に限る。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日付け国官会第 27 号）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、電磁的記録による提出に係る改正（第 3 章に係るものを除く。）については、平成 30 年度予算に係る交付金事業から適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日付け国官会第 24308 号）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日付け国官会第 29912 号）

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 10 月 14 日付け国官会第 16606 号）

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 2 年 10 月 15 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日付け国官会第 28958 号）

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日付け国官会第 23930 号）

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日付け国官会第 24470 号）

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 8 月 29 日付け国官会第 15491 号）

（施行期日）

- 1 この要領は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令和5年9月22日付け国官会第16030号）
（施行期日）

- 1 この要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日付け国官会第27001号）
（施行期日）

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5章第24関係）

財産処分区分		承認条件	国庫納付額
目的外使用 （交付対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用すること）	収益がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫納付 ・目的外使用により生じる収益の年間実績額を報告するとともに、その収益を当該交付金事業箇所（同一の社会資本総合整備計画に位置付けられた他の交付金事業箇所を含む。以下同じ。）における交付対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、それらの実績額についても報告すること（目的外使用の期間が数年にわたる場合には毎年報告すること） ・使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること 	目的外使用により生じる収益（当該交付金事業箇所における交付対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。）のうち交付金相当額
	収益がない場合	使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること	—
譲渡（交付対象財産の所有者を変更すること）	有償	国庫納付（ただし、処分制限期間の残期間内において交付条件を承継する場合には国庫納付を要しない。）	譲渡額のうち交付金相当額
	無償	国庫納付（ただし、包括承認の場合、国又は地方公共団体への無償譲渡の場合、処分制限期間の残期間内において交付条件を承継する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等にあつては、当該施設等の整備に係る交付金交付額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数

			をいう。以下同じ。)の割合を乗じて得た額 <ul style="list-style-type: none"> ・用地にあっては、時価評価額のうち交付金相当額
交換（交付対象財産と他人の所有する他の財産とを交換すること）		<ul style="list-style-type: none"> ・国庫納付（交換差益が生じる場合に限る。） ・交換により取得される財産は補助金等適正化法第22条の規定に準じた扱いを受けること 	交換差益額のうち交付金相当額
貸付け（交付対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用者を変更すること）	有償	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫納付 ・貸付けにより生じる収益の年間実績額を報告するとともに、その収益を当該交付金事業箇所における交付対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、それらの実績額についても報告すること（貸付けの期間が数年にわたる場合には毎年報告すること） ・使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること 	貸付けにより生じる収益（当該交付金事業箇所における交付対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。）のうち交付金相当額
	無償	使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること	—
担保に供する処分（交付対象財産に抵当権を設定すること）		抵当権が実行に移される際に国庫納付を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等にあつては、当該施設等の整備に係る交付金交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額 ・用地にあつて

		は、時価評価額のうち交付金相当額
取壊し（交付対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと）	国庫納付（ただし、包括承認の場合、新たに交付金等の交付を受けずに代替施設を整備する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	施設等の整備に係る交付金交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額
廃棄（交付対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること）	国庫納付（ただし、包括承認の場合、新たに交付金等の交付を受けずに代替施設を整備する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	設備等の整備に係る交付金交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額

（備考）

1. 道路の附属物（共同溝又は電線共同溝を除く。）の包括承認の場合は、有償譲渡等であっても国庫納付は要しない。
2. 目的外使用及び貸付けにおける収益発生後、当該事業が中止となった場合には、得られたすべての収益の交付金相当額を国庫納付すること。（公共事業再評価の結果、中止となった場合を除く。）

様式 1

番
年
月
号
日

地方整備局長等
都道府県知事 殿

報告者
(公印省略)

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金事業完了実績報告書

令和〇〇年〇月〇日付け 〇〇号 をもって交付金の交付決定の通知
を受けた標記の事業が完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
(昭和30年法律第179号)第14条前段の規定により関係書類を添え、別紙のとおり
報告します。

(備考) この様式に別紙をあわせたものが様式1です。

案件番号: 〇〇〇〇

地方公共団体名 ○○○○

計画名	○○○○
-----	------

(単位:円)

(会計)	(項)	(目)	交付決定通知額及び精算額			国土交通大臣あて残存物件継続使用申請件数(件)	残存物件継続使用申請件数(件)	交付金事業の実施期間及び成果
			箇所数	交付決定額	左に対する精算交付金額			

案件番号: ○○○○

令和〇〇年度 社会資本整備総合交付金事業完了実績総括表

地方公共団体名 〇〇〇〇〇

計画名	〇〇〇〇〇				
(会計)	〇〇〇〇〇	(項)	〇〇〇〇〇	(目)	〇〇〇〇〇

(単位：円)

番号	交付決定内容			執行年度	完了事業の精算内容				交付金の精算内訳				
	事業費	事業費 (控除額の 控除後)	交付金額		事業費	事業費 (控除額の 控除後)	翌年度以降に調整 の必要な事業費	交付金額(1)	交付金受入額(2)	受入超過額 (2)-(1)=(3)	残存物件等		国庫に返納を 要する額 (3)+(4)
											残存価額	返納額(4)	
1				実績									

令和 年度 完了実績総括表（用地国債分）

地方公共団体名

番号	会計区分 予算科目	計画名	交付決定 年度	箇所名	交付決定 交付金額	過年度額 の確定済 交付金額	令和 年度年割額			交付金 返済額 (B)-(A)	令和 年度以降受入予定額			残存物件 継続使用 件数	備 考
							交付決定 年割額	受入済額 (A)	精算額 (B)		令和 年度	令和 年度	令和 年度		

（記載要領）

1. 本表は、当該年度に年割額の交付のあった事業の全てについて、箇所別、交付決定年度別に記載すること。
2. 「交付決定交付金額」欄には、交付決定通知書（交付決定変更通知書を含む。）に記載された交付決定交付金額を記載し、「交付決定年割額」欄には、交付決定通知書（交付決定変更通知書を含む。）に記載された当該年度の年割額を記載すること。

社会資本整備総合交付金最終年度交付実績確認表

地方公共団体名 〇〇〇〇〇

計画名	〇〇〇〇〇
-----	-------

(単位：円)

交付期間における精算交付金額、執行事業費の実績							
年度		年度	年度	年度	年度	年度	総計
執行 事業費	基幹事業の事業費 (A)						
	関連社会資本整備事業の事業費 (B)						
	効果促進事業の事業費 (C)						
	社会資本整備円滑化地籍整備事業の事業費 (D)						
	合計						
交付金額 (E)							

交付 限度額	最終年度までの執行事業費に基づく交付限度額 (F)	
	最終年度までの執行事業費に基づく交付限度額 (F) の算定式	

交付金 返還額	交付期間における受入超過額 (G) = (E) - (F)	
	残存物件納付額 (H)	
	返還すべき額 (I) = (G) + (H)	

令和〇〇年度 交付金受入調書

地方公共団体名 〇〇〇〇〇

(単位：円)

計画名	〇〇〇〇〇		
(会計)	(項)	(目)	
〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	
交付決定通知			
年月日			交付決定額
交付決定額 合計			

翌年度への繰越額	
翌々年度への繰越額	

令和〇〇年度 交付金受入調書

地方公共団体名 〇〇〇〇〇

(単位:円)

計画名	〇〇〇〇〇		
(会計)	(項)	(目)	
〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	
交付金受入			
年月日			交付金受入額
交付金受入額 合計			

様式 6

指導監督交付金精算額調書

地方公共団体名

(会計区分)		(項)	(目)			(単位：円)	
区分		指導監督交付金内訳			計	指導監督の 対象となる 市町村数	市町村交付決定額
		人件費	旅費	庁費			
本庁支出額							
出 先 支出額	○○事務所						
	○○事務所						
	・・・						
	小計						
合計							
交付決定額							
増△減額							

(記載要領)

1. 本表は、社会資本整備総合交付金事業に係る指導監督交付金についてのみ会計区分、項、目ごとに作成すること。
2. 「市町村交付決定額」の欄は、当該年度の指導監督の対象となる事業を実施した市町村の交付決定額の合計を記載すること。ただし、指定都市に係るものを除く。

様式 7 (完了箇所図)

都道府県管内図（20万分の1程度、都道府県又は指定市以外の地方公共団体等が施行する事業等にあつては都市計画総括図）に完了箇所を明示し、当該箇所に対象番号を付したものを。

番 年 月 日
号

地方整備局長等
都道府県知事 殿

報告者
(公印省略)

令和〇〇年度社会資本整備総合交付金事業年度終了実績報告書

令和〇〇年〇月〇日付け 〇〇号 をもって交付金の交付決定の通知を受けた標記の事業の平成〇〇年度における実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条後段の規定により関係書類を添え別表のとおり報告します。

（なお、本報告書は、社会資本整備総合交付金交付申請等要領（平成23年3月11日付け国官会第2379号国土交通事務次官通知）第3第1項の完了予定期日変更報告書を兼ねるものとします。）

注 （ ）書は、完了予定期日変更報告書を兼ねる場合に記載されます。

（備考）

1 本報告書において、社会資本整備総合交付金交付申請等要領（平成23年3月11日付け国官会第2379号）第3第1項の完了予定期日変更報告書（様式第7）に記載すべき事項が記載されている場合には、本報告書が完了予定期日変更報告書を兼ねることができるものとする。

2 完了予定期日変更報告書を兼ねる場合であって、予算の繰越を伴う完了予定期日の変更にあつては、支出負担行為担当官が国の歳出予算を繰越するときに財務局長等若しくは国土交通大臣に提出すべき繰越計算書の写し又はそれに準ずる書類を添付するものとする。（港湾関係の事業を除く。）

様式9

番
年 月 号
日

国土交通大臣 殿

申請者名
(公印省略)

残存物件継続使用承認申請書

令和〇〇年〇月〇日 付け 〇〇号 により社会資本整備総合交付金の交付決定を受けた別紙残存物件を令和〇〇年度同種の交付金事業等に継続使用したいので、承認を得たく申請します。

(備考) 別紙は残存物件調書(様式10)及び残材料調書(様式11)とする。

案件番号: 〇〇〇〇

残 存 物 件 調 書

事業 年度	取得事業名 (会計区分) (項)(目) 事業種別	国費率	品 名	取得 価額 (円)	取得 年月日	評価時期	耐用 年数	経過 期間	残存率 (残存年 月)	残存 価額 (円)	継続使用分		精算分	
											当該年度 保管事務 所	翌年度 保管事務 所	残存価額 (円)	返納額 (円)

(記載要領)

1. 本表は、使用実績のあった物件で、継続使用をする際に国土交通大臣の承認が必要となるものについて記載する。ただし、精算返納分については、金額の如何にかかわらず全て記載する。
2. 本表は、事業年度毎に小計を出し、最下段に各事業年度の合計を記載する。その際の計は継続使用分欄の件数の計と精算返納分の金額の計を記載する。
3. 未完了事業に使用しているものは、品名欄に(未)と記載する。
4. 一括購入の場合は、取得価額欄及び残存価額欄に割掛額をもって記載し、全体額をその上段に()書する。
5. 経過期間欄は、第3章第12(備品の使用期間の計算方法)により記載する。
6. 残存価額の算定の基礎となる残存率は、第3章第10(交付金の返還)第6項に定める残存価額率表によること。
7. 事業種別は、「社会資本総合整備計画」に記載されている事業種別(効果促進事業の場合は、一体となっている基幹事業の事業種別) (「交付対象事業の実施に関する計画」における事業種別に同じ。)を記載する。

様式 1 1

残 材 料 調 書

取得 事業 年度	取得事業名 (会計区分) (項)(目) 事業種別	国費率	品 名	形状寸法	数量	取得単価 (円)	金額 (円)	備 考

(記載要領)

1. 本表には、翌年度事業に使用するもの、又は国に納付するもの如何にかかわらず全て記載し、翌年度事業に使用するものについては、備考欄に使用箇所及び保管場所等を詳細に記載する。
2. 事業種別は、「社会資本総合整備計画」に記載されている事業種別（効果促進事業の場合は、一体となっている基幹事業の事業種別）（「交付対象事業の実施に関する計画」における事業種別に同じ。）を記載する。

様式 12

発 生 物 件 調 書

品 名	事業名及び 事業箇所名	形状・寸法	数量	単価 (円)	売却又は評価 額 (円)	処分費用 (円)	備 考

(記載要領)

本表には、翌年度事業に使用するもの、又は国に納付するもの如何にかかわらず全て記載し、翌年度事業に使用するものについては、備考欄に使用箇所及び保管場所等を詳細に記載する。

様式 1 3

残 存 物 件 台 帳

____年度

取得年月 日	品 名	形状寸法	取得価額 (円)	耐用年数	取得科目 (項目・事業費別)	国費率	交付金事業者 備品台帳番号	保管事務所	備 考

(記載要領)

1. 本台帳は事業年度別に別葉とし、交付金事業で取得した残存物件については全て記載する。
2. 一括購入に係るものについては、取得価額欄にその合計価額、取得科目欄には主たる科目を記載し、備考欄にその内訳及び金額を記載する。
3. 交付金事業者備品台帳番号欄は、残存物件台帳と交付金事業者の備品台帳とを突合できる方法により記入する。
4. 保管事務所の移動があった場合には、備考欄にその旨を記載する。

番 号

残存物件継続使用承認書

都道府県知事等

令和〇〇年〇月〇日 付け 〇〇号 で残存物件継続使用承認申請
のあった社会資本整備総合交付金事業の残存物件については、交付条件により継続使用
することを承認する。

令和〇〇年〇月〇日

国土交通大臣

社会資本整備総合交付金額確定通知書

地方整備局長等
都道府県知事等

令和〇〇年〇月〇日 付け 〇〇号 で完了実績報告のあった社会資本整備総合交付金事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化等に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、下記のとおり交付金の額を確定したので、通知する。

令和〇〇年〇月〇日

地方整備局長等
都道府県知事等

記

確定金額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円
交付決定金額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円
交付済金額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円
返還金額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円

社会資本整備総合交付金事業是正命令書

都道府県知事等

令和 年 月 日付け第 号で完了実績報告のあった社会資本整備総合交付金事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化等に関する法律（昭和30年法律第179号）第16条の規定により、下記のとおり是正することを命ずる。

令和 年 月 日

地方整備局長等
都道府県知事

記

（例）令和 年度の交付金の交付決定に係る（計画名）について現地調査の際指示した出来高不足については、 月 日までに手直し工事を完了させること。

社会資本整備総合交付金返還命令書

都道府県知事等

令和 年 月 日付け第 号で交付金の額を確定した社会資本整備総合交付金事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化等に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定及び交付条件により、下記のとおり交付金の返還を命ずる。

令和 年 月 日

地方整備局長等
都道府県知事

記

- | | | |
|---|------------------|---|
| 1 | 返還金額 | 円 |
| | うち交付金の確定に伴う超過交付額 | 円 |
| | うち残存物件等返還額 | 円 |
| 2 | 返還期限 令和 年 月 日 | |

様式 18

債権発生通知書

番 年 月 号 日

歳入徴収官等
官 職 氏 名

官 職 氏 名

下記のとおり債権が発生したので通知する。

記

年度	国土交通省（主・所）管		会計	
債権の種類	(部)		(款)	
	(項)		(目) 返 納 金 債 権	
債権金額		履行期限		
債務者の住所及び 氏名又は名称				
債権の発生原因				
利率その他利息 に関する事項				
延滞金に関する事項				
債務者の資産又は業務 の状況に関する事項				
担保に関する事項				
解除条件				
その他必要な事項				

様式 2 1

番 年 月 日
号

国土交通大臣 殿

地方整備局長等
(公印省略)

社会資本整備総合交付金事業の額確定報告書

標記について、別添のとおり額の確定をしたので報告する。

案件番号： ○○○○

様式 2 1 の別添

令和〇〇年度完了社会資本整備総合交付金事業の額の確定総括表

地方公共団体名 〇〇〇〇〇

計画名	〇〇〇〇〇
-----	-------

(単位：円)

年度区分	報告書受理 年月日	額の確定 年月日	交付決定内容		執行年度	精算内容		交付金受入額	国庫補助金 返納額	残存物件 返納額
			事業費 (控除額の控除後)	交付金額		事業費 (控除額の控除後)	交付金額			
					実績					
備考										

案件番号：〇〇〇〇

様式 2 2

番 号
年 月 日

地方整備局長等 殿

都道府県知事
(公印省略)

社会資本整備総合交付金事業額確定（市区町村）報告書

標記について、別添のとおり額の確定をしたので報告する。

案件番号： ○○○○

様式 2 4

番 号
年 月 日

地方整備局長等 殿

申請者
(公印省略)

社会資本整備総合交付金事業に係る財産処分承認申請書

社会資本整備総合交付金事業により取得又は効用の増加した財産を別紙のとおり処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 2 2 条及び「社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領」（平成 2 4 年 3 月 3 0 日付け国官会第 3 2 9 9 号）第 2 4 の規定により、関係書類を添え、申請します。

案件番号：

1 交付金事業の名称

2 申請物件の名称

3 申請物件の所在地

4 申請物件の数量

5 申請物件の取得年月日
令和 年 月 日

6 申請物件の概要

7 申請物件に係る事業費及び国費
事業費 , , 円
国費 , , 円

8 財産処分の内容

(1) 財産処分区分

(2) 財産処分の相手方

様式 24 の別紙

(3) 財産処分の目的

(4) 財産処分する理由

(5) 財産処分後の管理

(6) 財産処分の期間

開始日：令和 年 月 日 終了日：令和 年 月 日

(7) 財産処分の対価 (目的外使用及び貸付けにより発生する収益も記載すること)

9 交付金返還額
円

10 交付金返還額の算出根拠

11 添付書類 (位置図、平面図及びその他参考となる資料)

案件番号：

番 号
年 月 日

地方整備局長等 殿

報告者
(公印省略)

社会資本整備総合交付金事業に係る財産処分報告書

社会資本整備総合交付金事業により取得又は効用の増加した財産を別紙のとおり処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条及び「社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領」（平成24年3月30日付け国官会第3299号）第25の規定により、関係書類を添え、報告します。

案件番号：

1 交付金事業の名称

2 申請物件の名称

3 申請物件の所在地

4 申請物件の数量

5 申請物件の取得年月日
令和 年 月 日

6 申請物件の概要

7 申請物件に係る事業費及び国費
事業費 , , 円
国費 , , 円

8 財産処分の内容

(1) 財産処分区分

(2) 財産処分の相手方

(3) 財産処分の目的

(4) 財産処分する理由 (包括承認となる根拠を明示すること)

(5) 財産処分後の管理

(6) 財産処分の期間

開始日：令和 年 月 日 終了日：令和 年 月 日

(7) 財産処分の対価 (目的外使用及び貸付けにより発生する収益も記載すること)

9 添付書類 (位置図、平面図及びその他参考となる資料)

番 年 月 日
号

地方整備局長等 殿

報告者
(公印省略)

社会資本整備総合交付金事業に係る財産処分報告書（間接交付）

社会資本整備総合交付金事業により取得又は効用の増加した財産の処分について、別紙のとおり間接交付金事業者から承認申請があり、返納金の納付を条件に承認したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条及び「社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領」（平成24年3月30日付け国官会第329号）第26の規定により、関係書類を添え、報告します。

案件番号：

1 交付金事業の名称

2 申請物件の名称

3 申請物件の所在地

4 申請物件の数量

5 申請物件の取得年月日
令和 年 月 日

6 申請物件の概要

7 申請物件に係る事業費及び国費
事業費 , , 円
国費 , , 円

8 財産処分の内容

(1) 財産処分区分

(2) 財産処分の相手方

(3) 財産処分の目的

(4) 財産処分する理由 (包括承認となる根拠を明示すること)

(5) 財産処分後の管理

(6) 財産処分の期間

開始日：令和 年 月 日 終了日：令和 年 月 日

(7) 財産処分の対価 (目的外使用及び貸付けにより発生する収益も記載すること)

9 添付書類 (間接交付金事業者から都道府県知事への財産処分承認申請書及びその他参考となる資料)

番

号

社会資本整備総合交付金財産処分承認書

都道府県知事等

令和 年 月 日 付け 号 で承認申請のあった社会資本整備総合交付金事業に係る財産処分については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定及び「社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領」（平成24年3月30日付け国官会第3299号）第24の規定に基づき、下記の条件により、これを承認する。

なお、承認に係る処分が完了した場合は、その旨を報告されたい。

令和 年 月 日

地方整備局長等

記

（承認における条件を記載）

案件番号：